

(介 127)

令和3年12月1日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

令和3年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)への御協力依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)により多くの介護サービス施設・事業所のご協力をいただきたいとのことで、厚生労働省より本会宛に調査協力の依頼がありました。

厚生労働省では、介護サービス施設・事業所における介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的に「令和3年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)」を実施しております。

調査客体は層化無作為に抽出され、また、調査実施時期は令和3年10月であり、既に厚生労働省から調査対象の各施設・事業所へご案内されている調査票の提出期限(令和3年10月31日)は経過しておりますが、引き続き、提出を受け付けるとのことです。

現在、介護サービス施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応にご多忙のことを重々承知しております。当会といたしましては、介護従事者処遇状況の実情把握に資するものとして、今後の審議会等において活用される重要な調査であることから、現場で働く方々の負担とならない可能な範囲でご協力賜りたく考えております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

・令和3年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)への御協力依頼について
(令和3年11月26日 老老発 1126 第1号 厚生労働省老健局老人保健課長 通知)

・令和3年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)の実施について



老老発 1126 第 1 号
令和 3 年 11 月 26 日

公益社団法人
日本医師会 会長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



令和 3 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）への
御協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。また、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた御対応につきましても、深謝申し上げます。

現在、厚生労働省では、介護サービス施設・事業所における介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的に、「令和 3 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）」を実施しております。

本調査の結果は、社会保障審議会介護給付費分科会等における今後の議論のための基礎資料として活用される重要なものとなりますことから、より多くの施設・事業所の皆様に御協力いただきたいと考えております。

このため、調査対象の各施設・事業所へご案内している調査票の提出期限（令和 3 年 10 月 31 日）は経過しておりますが、引き続き、提出を受け付けておりますので、貴団体より所属の施設・事業所に対し、調査への御協力について周知いただくなど特段の御配慮をお願いいたします。

なお、調査票の記入要領や提出方法などに関するご質問につきましては、下記の連絡先までご照会いただきますよう、併せて周知をお願いいたします。

【本調査に関する照会先等】

介護事業実態調査事務局

フリーダイヤル 0120-010-448

受付時間 9:30～18:00（土日、祝日は除く）

本調査はインターネットによる回答を推奨しています。

専用ホームページアドレス <https://r3kaigo.net/shogu/>

令和3年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）の実施について

1 調査の目的

本調査は、介護従事者の処遇の状況及び介護職員改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬の改定のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査時期及び公表時期

(1) 調査時期

令和3年10月

(2) 公表時期

社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における結果の公表は、令和4年3月頃を予定。その後、介護給付費分科会に報告。

3 調査対象等

(1) 調査対象

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所並びに当該施設・事業所に在籍する介護従事者等

(2) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

(3) 抽出率

別表参照

(4) 調査項目

i 施設・事業所票

新型コロナウイルス感染症の影響、介護従事者の給与等の引上げの状況、介護職員処遇改善加算の届出等の状況、介護職員等特定処遇改善加算の届出等の状況、給与等の引き上げ以外の処遇改善状況 等

ii 従事者票

介護従事者の給与等の状況（基本給の額、手当の額、一時金の額等） 等

令和3年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）の抽出率について

	施設・事業所数	施設・事業所票	従事者票										
			介護職員	訪問介護員	サービス提供責任者	看護職員	生活相談員・支援相談員	PT・OT・ST又は機能訓練指導員	介護支援専門員	栄養士	調理員	事務職員	
介護老人福祉施設	約7,700	1/4	1/5	-	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
介護老人保健施設	約4,100	1/4	1/5	-	-	1/4	1/1	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
介護療養型医療施設	約500	1/4	1/2	-	-	1/4	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
介護医療院	約500	1/1	1/2	-	-	1/4	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
訪問介護	約28,300	1/20	-	1/4	1/1	-	-	-	-	-	-	-	1/1
通所介護 (地域密着型通所介護を含む)	約37,100	1/20	1/2	-	-	1/1	1/1	1/1	-	1/1	1/1	1/1	1/1
通所リハビリテーション	約7,300	1/5	1/2	-	-	1/1	-	1/1	-	1/1	1/1	1/1	1/1
特定施設入居者生活介護	約4,700	1/5	1/5	-	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
小規模多機能型居宅介護	約4,800	1/4	1/2	-	-	1/1	-	-	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
認知症対応型共同生活介護	約12,700	1/10	1/2	-	-	1/1	-	-	1/1	-	-	-	1/1
居宅介護支援	約35,900	1/20	-	-	-	-	-	-	1/2	-	-	-	1/1

※ 施設・事業所数は令和2年度介護事業経営実態調査の際に母集団名簿として利用した「介護保険総合データベース」の施設・事業所数である。